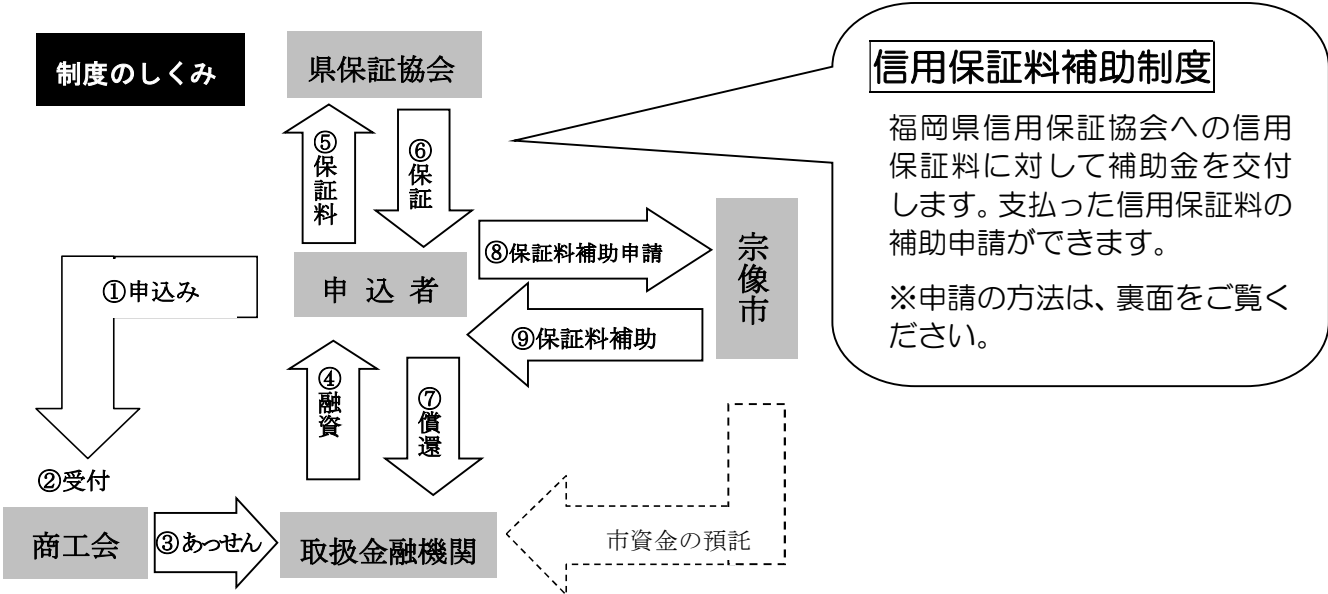


宗像市中小企業小口事業資金融資制度

中小企業者のための融資制度です。事業資金（運転資金・設備資金）の調達にご利用ください。申込みは、市商工会で行っています。商工会員はもちろんのこと商工会員に限らず、宗像市内のすべての中小企業者が対象です。申込みから融資実行までの期間は、おおむね1カ月以内です。

注) 令和7年度末（令和8年3月31日）をもって、新規貸付及び借換を終了します。



融 資 条 件	
資金名	小口事業資金
融資金額	1,250万円以内
返済期間	10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	1.40%（県小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型）と同率）
保証料率	0.5～2.2% （支払った保証料に対して、補助金を交付します。 申請の方法は、裏面をご覧ください。）
担保	必要に応じ
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。
要件	1. 資本金の額が、1,000万円以内で、常時使用する従業員が20人（小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人）以下の事業者。 2. 市内に住所及び主たる事業所を有する個人、または市内に主たる事業所及び代表者が市内に住所を有する法人。 3. 同一事業を6ヶ月以上営んでいる。 4. 市税の滞納がない。 5. 暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員と密接な関係を有する者でない。
取扱金融機関	●福岡銀行●西日本シティ銀行●福岡中央銀行 ●遠賀信用金庫●福岡県信用組合●北九州銀行（左記の市内各支店）
受付機関	宗像市商工会（☎36-2268）

お問い合わせ

- 融資申込みについて・・・・・・・・・・宗像市商工会 ☎36-2268
- 制度及び保証料補助金申込みについて・・・宗像市産業政策課 ☎36-0037

宗像市中小企業小口事業資金保証料補助金制度

宗像市中小企業小口事業資金を保証協会の保証により借入れた場合に、完納した保証料を補助します。

注1) 令和7年4月1日申請受付分より、補助金額に上限を設定しています。
(上限額：融資額の1パーセント)

注2) 令和7年度末(令和8年3月31日)をもって、本補助金は終了します。

補助制度名	宗像市中小企業小口事業資金保証料補助金
対象者要件	宗像市中小企業小口事業資金を借入れ、保証料を完納した方が対象となります。
申請及び事業報告・請求等について	1. 交付申請 ※融資期間内(返済期間中)でなければ申請できません。 【必要書類】 ① 宗像市中小企業小口事業資金保証料補助金交付申請書兼実績報告書、誓約書(産業政策課で配布) ② 信用保証決定のお知らせ(福岡県信用保証協会から送付) ③ 完納した保証料の金額、日付が確認できる書類 【銀行別書類】 福岡銀行をご利用の方 ○計算書 ○通帳(保証料支払いが記帳されていること)または保証料の領収証(福岡県信用保証協会発行) 西日本シティ銀行をご利用の方 ○ご融資利息計算書(控除額内訳に保証料額が記入されていること) 遠賀信用金庫をご利用の方 ○融資取引計算書 ○返済予定表 ○振込金受取書 福岡県信用組合をご利用の方 ○融資ご返済予定表 ○融資計算書 ○通帳(保証料支払いが記帳されていること) 福岡中央銀行をご利用の方 ○証書貸付利息計算書(控除費用内訳に保証料額が記入されていること) 北九州銀行をご利用の方 ○ご返済(利払)予定表 ○計算書 ○通帳(保証料支払いが記帳されていること) 2. 請求 【必要書類】 ① 宗像市中小企業小口事業資金保証料補助金請求書(申請時に配布) ② 振込先の口座がわかる書類(通帳等)
補助金額	保証協会に対して支払った信用保証料額
補助上限額	融資額の1パーセント (例:500万円融資を受けた場合、補助上限額は5万円)
補助金交付日	請求から1ヶ月程度
問い合わせ お申込み先	〒811-3492 宗像市東郷1-1-1 宗像市役所産業振興部 産業政策課 TEL0940(36)0037 FAX0940(36)0320